

(11) 農村振興総合整備事業

1) 目的

農村地域においては、自然、歴史、文化、景観等の地域資源を活用し、個性的で魅力ある地域作りを進めるとともに、農業者はもとより幼児から高齢者に至る地域住民にとって、また都市住民にとっても快適な地域社会となるよう努める必要があります。

こうしたことから、地域が自ら考え設定する農村振興の目標（テーマ）の達成が図れるよう、地域住民の参加の下、関係府省との連携を図りつつ、地域の多様なニーズに応じた整備を総合的に実施します。

2) 事業内容

① 農村振興テーマ別施策

ア 安心でゆとりある生活が出来る農村づくり

- ・ 高齢者福祉基盤整備・・・高齢者・障害者がいきいきと暮らせる地域づくり
- ・ 田園居住空間整備・・・・・・ゆとりある居住空間の創出
- ・ 地域資源循環管理・・・・・・有機資源の循環利用に向けた環境づくり

イ 都市にはない魅力的な資源のある農村づくり

- ・ 地域環境整備・・・・・・水と緑に囲まれた豊かな自然環境の保全
- ・ 地域伝統文化基盤整備・・特色ある伝統文化の維持・保全
- ・ 都市近郊交流基盤整備・・都市近郊農業の多面的機能の発揮

ウ 情報の行き来が活発な元気な農村づくり

- ・ 地域情報基盤整備・・・・・・情報の利活用による活気ある地域づくり

エ 地域の特色を活かした職場のある農村づくり

- ・ 雇用創出基盤整備・・・・・・新たな産業展開に向けた地域環境づくり

オ その他多様な農村づくり

- ・ 農村基盤整備

② 農村振興の連携に関する特認事業

地方公共団体が策定する農村振興基本計画が円滑に実現されるよう、情報通信、教育・文化、高齢者福祉、生態系保全等分野において、関係府省所管施策との連携を図りつつ、本事業を実施する。

3) 事業主体

① 事業実施主体：市町村

② 補助率：国 2/3、県 0.5/3(0.6/3)、市町村 0.5/3(0.4/3)

※（ ）内は離島の場合。



農村公園では、次代を担う子供達が遊び、集落に活気を歌えている。



多目的集落施設



多目的集会施設では、様々集落行事が行われ、地域住民の交流の場として利用されている。